

第33回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和6年2月16日(金) 14時30分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	検証報告書(別冊を含む)の決定	

1 開 会(14時30分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

検証報告書(別冊を含む)の決定

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会、第33回会議を開催いたします。

前回素案が出来て、それを基に各部の部長の了解をもらっていただきたいということやってまいりまして、それぞれやった結果、やはり直しが入ったりとか、あるいは、同時に並行して誤字脱字等のチェックをかけていただいて、それをまとめたものが今日の資料になっています。変わった部分について、主なところを触れていきたいと思います。

では、私の方から資料の第3章というんですかね、Ⅲの庁内検証委員会による検証結果の概要のところはどう変わったか説明していきたいと思います。

○内藤総務局長

まず17ページは特に直してないですね。個別法のところはそれぞれ微修正はありますが、基本的には変わってなくて、大きく変わったのは総括のところでございます。ページで言うと23ページです。ここところが、ちょっと上まで諮っていく中で、最終的な結論は24ページにありまして、最後には特別委員会からの提言に答える形で、いずれの法令においても、当時の個別の行政対応については改善すべき点はあるものの、これらの法令によっては、この土石流災害発生を抑止するのは難しい、と。最大の原因は、や

はり①区域での不適切な盛土行為がされたことであるということで、県・市による盛土への厳格な行政対応が重要であった、と。これは結論なんですけど、ここにしっかりつながるように、ほかの法令ではこういう問題はあったけど、結局は土石流災害は防止できない。あるいは、この行政対応は妥当であった、というようにしっかり書いて、この結論につながる形に持っていったということでございます。その結果、青字の部分が直したところですね。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

砂防法については2009年の「伊豆山港の濁り」のところ、これを意識した際に(砂防指定地の)追加指定を検討する余地はあったものの、法律不遑及の原則から、既に行われている土地改変を直ちに規制することはできず、当面は防災工事の施工等の行政指導にとどまらざるを得ないということで、追加指定の効果は限定的と考えている、と。

森林法については、D工区は①区域から物理的にも離れているということと、あと水の流れについても、①区域にD工区の表流水が行くことはない、ということで、これもこの行政対応で①区域がどうこうできたというわけではない、と。

土砂災害防止法につきましては、これはもともと変わらないですね。もともとこの法律の目的からして、今回の土石流の発生をこの法律では抑止できなかった、と。

都市計画法については、これもやはり施工時期の問題で、⑤区域については2006年3月、④区域についても2006年11月とか2007年7月に終わっていることから、2007年4月から始まった①区域の盛土行為が本格化したのが2008年8月ということで、これらの土地改変行為に係る行政対応で、この盛土への影響は予見することはできなかったらう、と。盛土はまだないわけですから。むしろ①区域の盛土をやるときに、④区域、⑤区域における土地改変を前提にして施工するべきだったと考えられる、と。

土採取規制条例については、変わっていないですね。県が一律での規制を検討する余地はあったが、この条例では、措置命令をやって、従わなければ代執行(を行い得る)、と非常に強制力のある条例であるので、規制力が弱いことはなかったと考えられる。

廃掃法については、廃掃法は廃棄物そのものを適正に処理して、生活環境の保全というのを目的としているので、今回のような土砂の廃棄物、廃棄物が土砂に混ざっているのが確認された場合も、法の対象となるのは廃棄物そのものに限られているということで、この法律によって①区域の盛土全体の是正を図るのは難しいであろうと述べて、総括、結論に持っていく流れといたしました。

それからその次のページ、25ページはタイトルを、「情報共有の重要性」とあったのが、「情報共有・連携の重要性」と書き足しております。

あとちょっと対策のところも直したのかな。

○清水総務局参事

これはくらし・環境部から御意見いただいて、水資源保全条例に基づく取り組みがあるので。

○内藤総務局長

水源保全地域内における開発行為について、県水循環保全本部というのがあるが、そこで関係者が情報共有、連携する仕組みができているというところを加えています。

それから26ページの権限移譲のところ。今後の権限移譲の対策のところも一部、文章が修正されております。これは市町行財政課の方から。

○清水総務局参事

対策は市町行財政課の方からです。この辺りの表現を確認するために(市町行財政課に)お渡ししていたのがあるのですが、それを確認していただいた上で、2月の下旬、9日ぐらいに、こういう表現にしてほしいという話があったものですから、市町行財政課からいただいた表現をそのままここに記載している形になります。

○内藤総務局長

一部そういった修正がございました。

それから大きい修正として、その下のところの3、「検証の際を通じて講じた対策」ということで、ただ対策だけが書いてありましたが、もう少し書き足して、今回、特別委員会から提起があった論点で、改めて検証したことによって色々な改善点が確認された、と。そういったことに対して的確に対応していくことで、今後、(今回のような)災害が二度と発生することがないように、安全・安心な地域づくりに努めていく、という文章も入れまして、この検証をやって、課題も明らかになり、改善点も確認されたという書き方になっております。概要については以上のとおりでございます。

次は各法のところで、特に大きく変わったことがあれば、順次御紹介をお願いします。大川井さん、いいですか。

○大川井森林保全課長

森林法についてですが、ページは48ページからになります。大きく変えたところはないのですが、例えば55ページの一番最下段の枠の中、当時の担当職員への聴き取り結果のところ、分かりやすい表現にということで、実際、発言いただいた言葉を分かりやすくというか、簡潔に書いていたのですが、ちょっと直し過ぎちゃったかなと思ったところがあつたので、実際、発言いただいた内容で。

○内藤総務局長

忠実に。

○大川井森林保全課長

ええ。忠実に直したというところ。その修正と同じように直したのが56ページ一番

下の聴き取り結果のところ、あと59ページ一番上の聴き取り結果のところ、あと60ページの赤字になっているところはそのような形で書いております。

それから62ページの、「新聞に掲載された「第三の盛土」について」。この枠で囲ってある一番下のところも同じです。「盛土からの土砂流出等について」という項目の一番下の辺りです。ここも、当時の担当者の発言に忠実に書くようにしたという修正点ぐらいです。

○清水総務局参事

すみません、1点。この記事ところで出典を入れるのを忘れてしまったので、後で修正をさせていただきます。今は新聞記事関係となっていますが、法務課に確認をしたら、やはり引用しているものについては、出典を書かないと著作権法上まずいという話があったものですから、この記事関係というところに※を打たせていただいて、右下に、何日付と出典した新聞の名前を入れる形で、こちらの方で手を入れさせていただきます。

○大川井森林保全課長

分かりました。

○内藤総務局長

これはほかもそういうことなんですか。都市計画法も。

○清水総務局参事

そうですね。都市計画の方はやって、森林の方も直さなきゃいけないなと思っていて、ちょっと失念してしまいました。すみません。

○内藤総務局長

では、それを忘れないように。

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

では、都市計画法、どうでしょうか。

○福田土地対策課長

都計法は今、清水さんが言ったみたいに、新聞記事の出典のところをやはり言わせてもらって、直していただいたのを確認してというところかな、今のところ。

○清水総務局参事

実は権限移譲の関係で、ちょっと触らせていただいたところがあって。

○福田土地対策課長
そうでしたか。

○清水総務局参事

92 ページですが、「⑤区域の工事費捻出のための融資における担保用地とするため」となっているんですが、もともと公文書のと通りの記述が入っていたのですが、それだとちょっと意味が取りにくいんじゃないかという話が経営管理部の中で出て、公文書に書いている内容はこういうことだということで、そこだけ表現をちょっと触らせていただいたところがあります。

○福田土地対策課長
はい。構いません。

○清水総務局参事

それと、109 ページ、(5)の考察の1ポツ目。もともと(の記述)が、「市において許可の適否を判断することは自明であったと思われる」となっていたのですが、ここが(経営管理)部の中で、色々な人に見ていただいている中で、「自明」というところがちょっと分かりにくいかもというところがあったので、この部分は、「適否」なのか「可否」なのかというところで、福田課長においでいただいて。

○福田土地対策課長
そうですね、私は「可否」だと考えます。

○清水総務局参事

で、「可否」という御意見があったので、「申請に係る許可の可否については、市が判断することを想定していたと思われる」というところ、「自明」とはそういう意味だと、その内容が分かる形に変えさせていただいています。

○福田土地対策課長
了解です。

○清水総務局参事

あと、110 ページの権限移譲の関係の考察のところ、考察の3ポツ目、「権限移譲の趣旨を厳格に解釈したことによるものと思われるが」という、そこは変わらないのですが、そもそも市における移譲事務の円滑な執行という観点から、助言することについては権限移譲の趣旨に反するものではないという、これは総括でこの表現に置き換えているところもあって、総括で使っている表現を、こちらの個別の方にも持ってきたところ、権限移譲したことによって、県からその権限がなくなって、市町の権限になるので、県が

市の事務に口を出せなくなるというのが法律上の効果ですが、法律上そういう効果があることをちゃんと解釈して運用することはいけないことではないが、「厳格に解釈したことによる」というのは、それが悪いことに見えてしまうので、法律の効果を捉えれば、別にそれは悪いことではなくて、法律上はそういうことだけれど、そうは言っても、というニュアンスが伝わる形で、表現を付け加えさせていただきました。

○福田土地対策課長
はい。

○清水総務局参事
都計法、経営管理部の中で見たときに話が出て、表現を変えさせていただいたところが多くて申し訳ありません。

○福田土地対策課長
いえ。それで最後のページが。

○清水総務局参事
111 ページの2ポツ目「支援の強化」の、「災害以前からの取り組みを徹底」というところで、もともと市町が気軽に相談しやすいというような表現だったのですが、ちょっと情緒的ところがあったので、そこを、「移譲方針で、事務ごとに窓口を設置する」としているのもともと設置していますが、それを引き続きやっていきます、という形で改めさせていただきましたところがあります。意味を変えるわけではないので。

○福田土地対策課長
特に変わっていないという印象なので、いいです。

○内藤総務局長
「気軽に相談できる雰囲気」というのはちょっと。

○福田土地対策課長
まあ、ちょっと言い過ぎですね。

○内藤総務局長
そこを、ちょっと変えました。別に何か間違いがあったわけじゃないですから。

○福田土地対策課長
はい。

○内藤総務局長

あとはいいですか。福田さんから特にいいですか。

○福田土地対策課長

都計法はそうですね。で、土採取。

○内藤総務局長

土採取。

○福田土地対策課長

土採取は、最初のページの期間の書き方がちょっと紛らわしかったんですね。

○清水総務局参事

ちょっと分かりにくい感じだったので。ただ、公文書に書いてある内容をそのまま書けば、ああいう表現になったのですが、それだと意味が分かりにくいところがあったので。

○福田土地対策課長

つながるように。

○清水総務局参事

ええ、という形で直していただいた。

○福田土地対策課長

たしかそれだけだったはずですね。1ページ目だけ。

○清水総務局参事

あと120ページの最後のところは、過去形みたいになっていたもので、それをほかと合わせて現在形というか。

○福田土地対策課長

そうか。盛土条例の関係ですか。

○内藤総務局長

「図った」とか、「整備した。」

○福田土地対策課長

「図っている。」「整備している。」「対応している。」

○内藤総務局長

そう、現在形にした。以上ですかね。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

では、片山さん、廃棄物処理法を。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃掃法ですが、基本的には変わってなくて、文章的には、いわゆる「てにをは」を直させていただいたところ、それから、文章が分かりやすくなるように文言を多少追加したり、入れ替えたりして、一部修正をしました。

先ほど、全体概要のところ、くらし・環境部からの意見は文章が分かりやすくということで少し入れさせてもらったところがございます。個別法のところにつきましては、大きく変わったところは特になくて、再発防止の対策で、特に最後の 149 ページですが、災害が発生した後に新たに取り組むことで、四角で書いてございますが、どんな取り組みをやっていくんだということで、「職員が業者にひるむことなく」とか、あと、「研鑽を踏まえて知識を積んで対応していく」という、重要なキーワード、そういった言葉を入れたということ。

それから2つ目の四角については、「時期を逸することなく」ということで、行政指導でいたずらにやっついていかないとか、そういったところが分かる表現を追加したということで、その辺りを修正いたしました。以上です。

○内藤総務局長

今のところは、もともとそうなっていましたね。前回直した。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ前回、そこで直っていたんですね。するとあと、「てにをは」ぐらいになりますね。

○内藤総務局長

そういうことですね。

○清水総務局参事

1点、細かいところで、事実関係のところ、ちょっと触らせていただいたところがあって、132 ページ、2010年 11 月 17 日のところ、これ、もともと本文のところは、木くずまじり土砂(4トン車 64 台分)となっていたのですが、これは2日合わせて 64 台だったものですから。

1日目を 31 台分にさせてもらって、19 日も同様のところに 33 台分という形で。

○片山廃棄物リサイクル課長

箇条書というか、分かりやすく分けて。

○清水総務局参事

ええ、分けさせていただいたので。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○内藤総務局長

こちらで直したのはそんなところですか。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

あとは片山さんの方で自己修文というか。

○片山廃棄物リサイクル課長

あとは特に、もうないです。

○清水総務局参事

1点だけいいですか。

○内藤総務局長

はい。

○清水総務局参事

個別法の方の表現が変わっているところがあるじゃないですか。その検証結果の概要で、個別法をうたっているところが、検証結果の概要の個別法のものにも修正された内容がちゃんと反映されているかどうか、最後にもう1回だけ。一応、反映されているとは思いますが、最後に念のため御確認いただけたらと思ひまして。廃棄物とか見直してみたら、ちょっと表現が変わっているところがあったので、一応それを反映させたつもりなのですが。

(142ページ「考察」の1ポツ目、)最初、もともとは、「特定しようとしたことは適切であったが」、となっていました。が、「特定しようとした調査手法は適切であった」と個別法が直っていたので、それを持ってきたのと、あと(143ページ「考察」の)⑥区域、その下のポツの一番最後のところに、「専門家に助言を求め措置命令の発出に向けた検討を行う選択肢もあったと言える」で、前まではとまっていたんですが、「しかし当時の対応は行政裁量として認められる範囲内であった」というところが個別法の中で加わっていたの

で、「言えるが」という形でつなげていただいて。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい、そこは。

○清水総務局参事

これはこれでいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいです。

○清水総務局参事

あと都市計画法も、先ほどの権限移譲のところと窓口についてちょっと(修正しました)。あと砂防課の関係だと、修正でいただいたものは反映されて、大丈夫ですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

はい。砂防法も土砂法も、基本的に直したところは用語の統一を図ったりとか、そのような修正になりますので、それを総括の方でも同じように反映をさせています。

○内藤総務局長

じゃあ、砂防法、土砂法は大丈夫ですね。

○内藤総務局長

それではそのほか、清水さんから1章、2章にもありますか。

○清水総務局参事

ちょっと変わっているところが。まず、目次のところで、前までは、目次の一番最後に、参考ということで、「源頭部と周辺区域における土地改変行為等への行政対応に係る事実関係」というものを入れてありましたが、これについては別冊の方でいいかなと思ったものですから、別冊に移すように今考えています。

あとは庁内検証委員会の概要のところ、検証委員会の目的がはっきり分かるように、「再発防止に向けた取り組みを検討することを目的としている」という表現に改めさせていただいています。

あと検証の対象のところの都計法の提言で提起された新たな論点について、権限移譲の関係も検証の中で触れているものですから、それがはっきり分かるように、ここに加えさせていただいたというところ。

あとは2章、土地改変行為等の概要というところで各部に御確認をいただいて、御意見いただいたところがあるので、青字で表記させていただいているところがそうなのですが、例えばⅡの1の土地改変行為等の概要の表の中で言うと、前までは、①区域で言

うと、「④区域に搬入されたもの」という表現になっていましたが、それは「確認されたもの」という表現に改めています。

あとは写真ですが、前まで使っていたものは出典がはっきりしなかったので、県のGISで、森林保全課で使っている写真と同じものをこちらに載せさせていただいています。図の方は盛土対策課に作成をお願いして、5条森林の関係は、森林保全課さんにも御確認をいただいて、写真を変えて、図を改めています。

それと事実関係を直してあったものは、順番がおかしかったところをちょっと直し、あと、4の関係者一覧というところですが、④区域の登場者、⑥区域の登場者のところで、表現が正確でない部分があったのが、廃り課と森林保全課から御意見をいただいて、ちょっと表現を改めています。

○内藤総務局長

前回の検証のときと登場人物は同じですか。

○清水総務局参事

登場人物は同じです。

○内藤総務局長

前回Aさんが、今回はBさんになっているとか、そういうことは。

○清水総務局参事

それはないです。そうしてしまうとわけ分からなくなってしまうので。

○内藤総務局長

DとかFが変わっているのは何かあるんですか。④区域のD社、F社というのは、修正が入ったようになっていますが。

○清水総務局参事

ここも変わっていないはず。

○大川井森林保全課長

F社のところについては、森林から指摘というか、連絡させていただいたのですが、F社のところが、④区域は以降、D工区の造成者というような書き方だったので、造成(を実施したのは■■■■)でしたし、ほぼ違反の(を認識した)段階で造成は終わっていたはずで、F社は残土を搬入した者と、改めさせていただいた。

○清水総務局参事

Fは■■■■でしたか。F社のY氏というのは変わっていないですね。

○大川井森林保全課長

ここは変わっていないですね。

○内藤総務局長

というのはあれか、前、FとかDはここに入っていなかったのか。

○大川井森林保全課長

入ってなかった。

○清水総務局参事

そうそう。

○内藤総務局長

そういうことですね。別に変わったわけじゃないと。

○清水総務局参事

変わったわけじゃないですね。加わった。

○内藤総務局長

①区域の方からこっち(④区域)に登場した。

○清水総務局参事

登場人物として加わった。それと事実関係の方で、森林保全課から修正をいただいて。先ほどメールでお送りさせていただいた、最初にお送りした方、次第が入っている方で、別冊という形にさせていただいてお送りしました。これの5枚目の6月24日のところは森林保全課で正しい表現に改めていただきました。

あと9枚目の2011年3月17日、御意見いただいたときには①区域の話だけれどもD工区の話が入っているということで、D工区の話削除する形で御意見いただきましたが、事実関係自体、①区域、④区域、⑤区域、⑥区域と、ミックスした事実関係表になっているので、この公文書を見ると、D工区の話もしているのです。最初の出来事の方に、①区域及び④区域D工区という形で、D工区もやったことが分かるようにして、D工区の記述を残させていただいた。あと、確かに御意見いただいたとおり、余分な記述が入っていたので、それはカットさせていただいた、そういう形で御意見を反映させていただいています。

○内藤総務局長

これは別冊の方に行くと。

○清水総務局参事

別冊ですね。主な事実関係ということで、①区域から⑥区域までクロスしたものをつくったので、主なもので載せるのか、それとも全部入っているもので載せるのかというところはありますが、全部というのもなかなかかな(分量が多くなる)というところがあるので、主なものというところで載せられたらと思っています。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございます。では今の形で、一部ちょっと、これからまだ修正が入ることになりましたが、今後の修正は私に一任していただいて、さきほどの出典を入れるとか。

○清水総務局参事

そうですね、出典を入れたりだとかというところは。

○内藤総務局長

そこは、今日修正をかけさせていただきます。あと、一部福田課長から提出していただくもの、別冊の方ですね。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

そこをやって。

○清水総務局参事

そうですね。一応、先ほど報告書の関係の事務をやってきている班長から、別冊、まだ途上の部分がありますが、こんなイメージでということで送っていただきまして、砂防法関係別冊というのを送っていると思うのですが、別冊については、どういう形でつくろうかと思ったときに、全部で6法令あるので、写真などを順番に並べてもわけが分からなくなるのではないかと思いますので、法律関係ごとに分けて、それぞれ写真と、聴き取り調査をやっているものについては聴き取り調査、あと関係法令という形でまとめられたらと思っています。

この目次は暫定なものですから、全部1ページになっていますが、目次が来て、これは砂防法の関係でいくと、砂防指定地の指定進達時に国から再検討を求められたときに参照した上流部の平面図とか、あとは上流部の写真を入れていきつつ。

○内藤総務局長

砂防課だけでこんなにあるのですか。

○清水総務局参事

はい。別冊だけでも 100 ページ超えると思うので。というのは、聴き取り調査の結果がたくさんあるから。写真だけだったらそんなにはないのですが、聴き取り調査がそれなりの人数がいて。

○内藤総務局長

砂防法だけで 50 いってしまうの。すごいね。6法令やったら 300 ページくらいになってしまう。

○清水総務局参事

本冊と別冊合わせると、多分 300 ページくらいにはなると思います。あと、資料にはつきませんが、議事録などを追い追い公開していくと、議事録1回だけで 100 ページくらいになっているのがあるので、かなりの。この砂防法の関係でいくと、伊豆山港に濁りが出たときの関係、平成 19 年と平成 21 年に濁りが出たときの濁りの状況と、そのときの源頭部の状況ということで、写真をピックアップして入れさせていただいているところです。

一応資料に入れてあるキャプション自体は、目次と同じ名前にして、そこに撮影年月日とかを入れていくイメージで、今まとめられたのが砂防法と森林法だけなので、あと都計法と廃棄物処理法についても同じような形で。土砂法は聴き取り調査とあと図ですか。

○内藤総務局長

土採取は別はないのですか。

○清水総務局参事

土採取は条例だけです。

○内藤総務局長

条例。

○清水総務局参事

ええ。一応、聴き取り調査については、聴いた内容に対してどう答えたかというところをまとめている形です。こういう形で、6法令分つくって、まとめて、別冊という形で考えたいと思っています。

○内藤総務局長

これはいつ出来上がるの。

○清水総務局参事

今日から明日にかけてと思っています。本当であれば、メールか何かでお送りして、キャプションとかの最終確認をお願いできたらと思っていたのですが、手段がなくなってし

まった感があるものですから、そこをどうしようかなと。今日お送りしたのですが、基本的にはキャプション自体は目次に入れてあるものをそのまま写真紹介のキャプションにしようと思っているので、ここ(別冊の目次)の書きぶりを再度見ていただいて、こうじゃない方がいいというのがあれば、今日中に教えていただくと非常に助かります。

○片山廃棄物リサイクル課長

1個質問していいですか。県議の先生に分けられるのって、電子版ですか、紙ですか。

○内藤総務局長

電子で。

○片山廃棄物リサイクル課長

電子で。

○清水総務局参事

委員会のときには委員会資料で。

○内藤総務局長

委員会資料としては紙で。その頃には印刷が出来上がっているのです。

○片山廃棄物リサイクル課長

なるほど。

○内藤総務局長

ただ、初日には印刷が間に合わないものだから、取りあえず、全議員の方にこれは返さなきゃいけないようなので、それはもう電子で、関係委員会には紙で資料として出す。

○片山廃棄物リサイクル課長

なるほど。

○清水総務局参事

それは、政策調査課とも話が来ていて。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○清水総務局参事

特別委員会の提言に対する実施状況みたいなものは、基本的に政策調査課が執行部に投げて、回答を取りまとめて、議長名で全議員に配付する形が正式なルートだという

話だったので、それに乗っかる形で。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

それでは、取りあえずこれで、素案だったものが一応最終案ということで決定する、一部修正して決定するというのでやらせていただきたいと思います。

それでは次第の2で、その他ですが、何かございますでしょうか。大丈夫ですかね。

○清水総務局参事

委員会自体は、この場で今、検証結果報告書が決定した形ですが、まだこの先、議会とかもあって、何があるか分からないので、今日ここでなくなるということではなくて。

○内藤総務局長

この委員会ね。

○清水総務局参事

そうそう。

○内藤総務局長

まだ。また集合がかかるかもしれないので。

○清水総務局参事

一応、(県議会2月定例会の)常任委員会の審議が終わるまでは存続しているのかなと。イメージとしては、常任委員会の審議が終わった後に、記者ブリーフィングを考えているので。

○内藤総務局長

記者レクもやらないといけないね。

○清水総務局参事

少なくともそこが終わるまでは、まだ存続するというので。

○内藤総務局長

よろしく申し上げます。では今日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。